

一般競争入札実施に関する公告

以下のとおり一般競争入札に付するので、公示します。

令和8年1月21日

支出負担行為担当官 京都労働局総務部長 清水 達哉

1 競争入札に付する事項

件名：京都西陣公共職業安定所ほか6施設の交通整理業務委託

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。
- (8) 警備業法（2号）の認定を受けていること。
- (9) 労働関係法令を遵守していること。

3 電子調達システムの利用

本案件は、電子入札で行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、事前に申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

4 入札説明書及び仕様書等配布期間

(1) 配布期間

本公告の日から令和8年2月4日（水）まで

(2) 配布場所

下記10に同じ

5 入札関係書類の提出

(1) 参加申込書（証明書等）

ア 電子入札参加の提出方法

スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。なお、容量オーバーで送信できない場合は、事前連絡の上一式を持参または書留郵便にて締切日時までに到着するよう提出することとし、電子調達システムには持参または郵送する書類の「目録」、「頁数」、「発送（持参）年月日」を記載した書面を送信すること。

イ 紙入札参加の提出方法

原本を持参または書留郵便にて下記10に提出すること。郵送の場合は到着確認を行うこと。

(2) 参加申込書提出期限

電子・紙入札共に令和8年2月6日（金） 17時00分まで

(3) 入札書

ア 電子入札参加の提出方法

電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札参加の提出方法

持参もしくは郵送（書留郵便に限る。）にて下記 10まで提出すること。

ウ 入札内訳書の要否

入札内訳書を要する。

（4）入札書提出日

電子・紙入札共に令和8年2月2日（月）9時00分～令和8年2月6日（金）17時00分

6 入札・開札の場所及び日時等

（1）電子入札の開札

ア 開札日時

令和8年2月9日（月）10時30分

イ 開札場所

下記 10 に同じ

（2）紙入札の開札

ア 開札日時

令和8年2月9日（月）10時00分

イ 開札場所

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

京都労働局 7階会議室

電子入札の開札に入札者の立ち合いは不要。紙入札の開札に入札者が立ち会わないとときは入札事務に関係のない当局の職員を立ち会わせて開札を実施する。

7 入札保証金

免除とする。

8 入札の無効

競争参加者に必要な資格のない者による入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

9 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。原則、契約書の締結は電子契約によること。

10 入札関係書類に関する問い合わせ先

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

京都労働局 総務部 総務課 会計第3係

電話：075-241-3211 内線 424

メール：26kaikei3@mhlw.go.jp

11 その他

・ 「入札説明書」等を熟読し、内容承認の上参加すること。

・ 電子調達システムについて

電子にて入札に参加する場合は、電子調達システムに登録を行う必要がある。登録、操作方法等の問い合わせについては、次のホームページ又はヘルプデスクまで行うこと。

ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等の場合)

・ 本入札案件については、会計法第29条の6第1項ただし書及び予算決算及び会計令第85条の規定に基づき、低入札価格基準が適用される。入札書に記入された申し込み額が基準額を下回る場合については、支出負担行為担当官は落札の決定を保留し、必要な事項について調査するものとする。また、基準額を下回る額で入札を行なった者は、調査に協力する義務を有するものとする。